

令和6年第2回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和6年2月7日（水） 午後2時00分から午後4時20分		
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室		
出席委員	教育長	立岡	秀寿
	教育長職務代理者	野口	喜代美
	委員	松山	顕子
	委員	藤田	浩二
	委員	池田	吉希
事務局出席者	教育部長	柚口	浩幸
	次長（総務・管理担当）	松本	忠
	次長（社会教育担当）	松下	泰也
	次長（スポーツ担当）	福井	厚司
	次長（学校教育担当）	村地	昭彦
	理事員	平井	茂治
	教育総務課長	田原	聖史
	教育総務課係長	西川	蓉子
書記	学校教育課長補佐	小林	美菜子
傍聴者	0名		

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和6年第1回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 2月 教育長 教育行政報告
(2) 第4期甲賀市教育振興基本計画案の策定方針について
(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第3号 令和6年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について
(2) 議案第4号 甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
(3) 議案第5号 甲賀市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
(4) 議案第6号 甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
(5) 議案第7号 甲賀市適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和6年第3回（2月臨時）甲賀市教育委員会について
(2) 令和6年第4回（3月定例）甲賀市教育委員会について
(3) 令和6年第4回甲賀市教育委員会委員協議会について
(4) 令和6年第5回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後2時00分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の

中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、令和6年第2回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして、みなさんこんにちは。令和6年第2回教育委員会定例会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

暦の上では春になりましたが、まだまだ厳しい寒さの中、それ以上に厳しい非日常の避難所生活を送られている方が14,000人以上おられるという報道もあります。一刻も早い支援・復旧を願うばかりです。

先週の節分では、5色の鬼、これは人間の煩悩を表していると言われています。赤鬼は食欲、青鬼は憎しみ、怒り、緑鬼は不健康、黒鬼は愚痴、疑念、黄鬼は後悔、甘えを表現されています。また、豆のまき方も自分に豆をまく方法も伝えられています。もともと、大みそかの神事である、追な、鬼はらい、そういった豆まきが広がったものです。ちなみに、鬼ごっこもこの節分の行事の伝承です。豆まきで、さまざまな邪気を取り払いたいところですし、災いも避けられたらと願うところです。

さて先日、B & G財団の全国首長サミットが東京で行われ、市長、部長と参加しました。席上で、日本財団の笹川会長の講演があり、その中で18歳の意識調査の報告がされました。これは46回目となる調査で、日・韓・中・印・英・米の6か国の各1,000人を対象とした、国や社会に対する意識調査です。抜粋してお伝えしますと、「自分の国の将来は良くなると思いますか」という質問に対して、「良くなる」と答えたのは、中国95%、インド83%に対して、日本の若者は13.9%でした。「10年後の経済の競争力は他国に比べてどうな

っていますか」という質問には、中国 89%、インド 65%が「強くなる」と答えたのに対して、日本は 10.9%。「10年後の科学技術の競争力は他国に比べてどうなっていますか」という質問、これはちょっと自信あるかなと思いましたが、「強くなる」と答えたのは、中国 90%、インド 80%、日本 45.5%、それでも半分でした。謙虚な国柄なのかもしれませんが、そんな数字でした。また、自分自身の質問についても、例えば「人に誇れる個性がある」と答えた若者は、各国 70～80%台いるのですが、日本では 47%。「他人から必要とされているか」、これも日本は 52%で、各国 60～70%という数字。

「日々の生活が楽しい」という質問には 67%。比較的高いのですが、他の国も 70%台というようなことで、今申しあげたのは全部 6 か国中 6 位の数字を表しています。ただ、その中で上位だったのが、「日常に不安や憂鬱を感じる」。これは 6 か国中 1 位の 65%でした。他の国でいうと 30%台ぐらいの数値だったようです。「将来の夢がある」、これは大事な質問なのですが、日本では 59%、他の国では 80%～90%台というような状況だったということです。興味深かったのは、メディアをどれだけ信頼しているかです。信頼度について、テレビを一番信頼しているのは中国、新聞はインド、書籍もインド、WEB もインド、SNS は中国、この辺は 60～70%台の若者が信用しています。ところが日本は、テレビ 52%、新聞 53%、書籍 54%、WEB は 46%、SNS が 42%ということで、これはどちらかというとい傾向かと思います。メディアの情報を、そのまま鵜呑みにしていない。そこでは、やはり考えを持って対応しているという現れかと思いました。ただ、イギリス、アメリカについては、30%～50%台までです。半分はもうフェイクだというようなとらえ方をしているというようなことも言われていました。この調査から見て、意識や意欲の向上に向けて、高校生や大学生の学習のカリキュラムを改善したり、小学校から体験を通した丁寧なキャリア教育、あるいは集団の学び、チームでの解決の経験、夢を持つことであるとか、今申しあげた数字の低さを改善するその解決策は、いろいろな方法があるかと思わ

れるところです。

そんなことを思っておりました中、先日、甲南高等学校総合学科発表会が行われました。1年生の学習では、自分の夢の掘り起こしや、その実現方策。2年生では、キャリア教育の職業体験、キャリアウィークの取り組みについて発表し、そして3年生は系列ごとに実際のプレゼンが行われました。例えば、生物と環境系列の分野の中では、「放置竹林対策」、「ブロッコリー栽培の問題点」という話題があったり、バイオとかがく系列では、「魚の透明標本」、「イカの発光細菌を使った蛍光アート」、「ササユリの球根の肥大化」、等に取り組んでいました。さらに、食と健康系列では、地元食材を生かした料理、スイーツなどの新メニューが並んでいました。福祉と保育系列では、工夫されたパネルシアターを作成し、園児の前で「ミッフィーの1日」という題材にして演じられていました。

これらの本当にすばらしいそれぞれの活動を、先ほどの青年のアンケート結果と合わせて考えてみますと、まず、しっかりと目標を定め、方法を決定する。そして、様々な情報を収集することから、甲南高等学校の取り組みは始まっています。活動にはここが大事なのですが、試行錯誤を繰り返します。つまり、実験1から実験8とか9とか、何回も失敗を繰り返しながら考えて、粘り強く取り組みが進められています。そして実際に商品化され、サービスエリアやいろんな店、道の駅等で販売されたり、あるいは本市学校給食のメニューの一つになっています。実際に、目指す目的もはっきりしています。そして、保育士やパティシエなど将来の職業を描いて、その夢に近づくための活動であると、何人もの生徒が伝えてくれていました。この総合学科の取り組み、その考え方や手法をずっと継続していけば、先ほど申しあげた日本の、そして甲賀市の若者像は少なからず変わっていくのではないかと思います。甲南高校の子どもたちは、まだまだこれから資格取得や専門的な学びと、ハードルがあるかと思いますが、今後の生徒たちの進路について、そして夢の実現と活躍に向かって大きな期待を膨らませた3時間でした。

以上、挨拶といたします。

ではこの後、本日も3つの報告、5つの協議案件がございますので、ボリュームもありますが、忌憚のない質問やご意見をお願いいたします。開会のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入る前に、本日の案件である3. 協議事項(1) 議案第3号 令和6年第1回甲賀市議会定例会(3月)提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、現時点では、議会提出前になることから、非公開とすべきと考えます。

あわせて、2. 報告事項(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とすべきと考えます。

以上2件について、非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましてはすべての議事の終了後に進めさせていただきます。また、2. 報告事項(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告については、関係職員のみのお出席としますので、本日の議事がすべて終了した後に報告を求めることとします。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認(1) 令和6年第1回甲賀市教育委員会(定例会) 会議録の承認について、資料1について、何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

特にご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。2. 報告事項(1)

2月 教育長 教育行政報告について、資料に基づき、本日は3件について報告いたします。

まず1点目は、1月25日に実施しました甲賀市ミドルリーダー研修会についてです。年間を通して30代半ばの教員が、若手の教員の主に授業づくりに参画・指導をしながらミドルリーダーとしての力量を高めていく実践的な研修活動で、本年度は中学校1名、小学校3名の教員が研修に取り組まれていました。

ミドルリーダーとは、プレイングマネージャーであるというところで、必要なスキルとしては、①テクニカルスキル、教科や部活動の指導、②ヒューマンスキル、組織をまとめる、③コンセプトスキル、新しい方向性を見出す力、等、そんな力が大切であることを伝えました。今後の研修として、教員以外の仕事との関わり、専門機関との連携、教育現場で時代にあった法律の知識、池田委員からもご指摘いただいております、民間企業の広報の手法、広報の着眼点や学校の魅力の発信の仕方などを今後研修していくべきではないかということを伝えました。将来の管理職を目指すリーダーの育成は本当に甲賀市も喫緊の課題ですので、しっかりとリーダーを育成していきたいと考えたところでございます。

2点目です。2月3日、甲南公民館大会議室で開催されました令和5年度甲賀市青少年育成市民会議の研修会です。今回は伊賀市・甲賀市・亀山市の3市によります「いこか連携交流会」を兼ねて開催されました。青少年の人格形成に大きく影響を及ぼす社会環境、インターネットは今やパソコン、スマートフォンだけでなくテレビ、ゲーム機器、タブレットなど、アクセスする端末も本当に多くなってきました。これによりまして、「SNS等の誹謗中傷」、「個人情報流出」、「インターネットの有害情報」などのトラブルから青少年を守っていくことは、非常に重要な課題の一つとなっています。そこで今年は「ネット社会の落とし穴」と題して、私たちにできることは何かないかということについて、県人権センターの松浦^{まつうらひろあき}広明主査からご講演をいただきました。過激な掲載をしないとネットで認めてもらえない、青少年の

自己肯定感の低さや自己尊重意識の弱さがある、それは他者への攻撃的な排除に繋がっていきます。現実には存在する人をいかに大切にしながら啓発していけるか、教育の機会が重要であること。また、被害に遭ったときは1人で悩まずに、あるいは1人で解決しようとしなくて、そんなことの大切さを話されたところです。

3点目は、6日に野洲市役所で開催されました教育長・教育部長の合同会議でございます。これは県内13市の教育委員会にて滋賀県都市教育委員会連絡協議会という組織を作っていて、今年度の会務報告、次年度の各種委員の一覧、事務担当、予算案、事業計画等すべて承認されました。そのあと、県の福永教育長から、県が進めています「滋賀の学びと居場所の保障プラン（案）～安心して学び育つための、不登校の状態にある子どもの支援～」について、これはまだ案ですけども、安心して学び育つための不登校状況にある子どもへの支援について説明がありました。もう少し説明しますと、各市町を回って各市町の首長さんを前にして説明されたような肝いりの政策ではあるのですが、どんなことかと言いますと、不登校状態にある子どもへの支援策として、「登校できる」・「できない」、それから「外出できる」・「できない」、この4つの状況で組み合わせると分類ができますので、その分類をして、その状況に合った支援をしていくということです。こちらは、非常に参考にさせていただきたいところかと思うのですが、さらにその中でも自宅にこもっている状態の子どもに対して、積極的にそこへ出かけていって働きかけていくという、アウトリーチの機能を強化した支援をしていくといった点については、本市としても進めていきたいと考えたところです。ただ、フリースクールを活用している子どもや家庭に対して、アンケートを県が毎月送付して実施し、回答してもらったら5,000円を支給する。実態を把握し、なおかつフリースクールに行くお金を助成し、そしてそこから対応策を考えるためだ、という説明をされるのですが、なかなか素直に納得できる取り組みではないということが、昨日もまた顕著になっていました。各市町から様々な意見が出されたところです。本

市としても、フリースクールは活動している子どもたちですので、それ以前の全く支援の届いていない子どもたちこそ優先すべきではないかとか、各市町からの多くの疑問が出てくる事業となっています。ただ、情報としてはフリースクールの運営資金を市で出すと決めた自治体も昨日公表されましたし、ある市では予算をＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）だとか、ＳＳＲ（スペシャルサポートルーム）の充実など、そちらの方に重きを置いて欲しいという率直な声も出る等、各市の戸惑いが交錯した協議となりました。

以上、２月の教育長教育行政報告といたします。

ただ今の２月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、ただ今の２月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（２）第４期甲賀市教育振興基本計画案の策定方針について、資料３に基づき報告を求めます。

教育総務課長 それでは、報告事項（２）第４期甲賀市教育振興基本計画案の策定方針について、ご報告申し上げます。

現在、５年間の計画期間で策定している第３期甲賀市教育振興基本計画は、令和７年３月にその計画期間が終了いたします。

教育基本法第１７条第２項において、地方自治体は、国の策定する教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定しており、また、同計画は市の教育施策の羅針盤となるものであることから、次期計画についても時期を逸することなく策定を進めたいと考えております。

このことから、まずは次期教育振興基本計画の策定方針を別紙案のとおり考えており、その内容についてご報告させていただきます。

まず、次期教育振興基本計画の位置づけについてです。本計画は先ほど申しあげましたとおり教育基本法第１７条第２項の規定に基づく、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。また、市の

最上位計画である第2次甲賀市総合計画・第3期基本計画に掲げた未来像などを実現するための分野別計画となります。あわせて、甲賀市教育大綱との整合性を図った計画とします。

次に、計画期間についてです。

第3期甲賀市教育振興基本計画までは、国の教育振興基本計画と同様に計画期間を5年間としてまいりましたが、市の最上位計画である甲賀市総合計画との整合性を図るため、本計画より計画期間を4年間とし、令和7年度から令和10年度までの計画といたします。

次に、策定の方向性についてです。

まず、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標、^{エスディジーズ}SDGsは世界共通の目標であり、誰一人取り残さないという理念は、本市の経営方針また、教育目標にも共通することから、本計画における各施策とSDGsとの関連を明確にし、SDGsの掲げる目標達成に向けた施策に取り組むこととします。

次に、令和5年6月16日に閣議決定された国の教育振興基本計画を勘案し、第2次甲賀市総合計画・第3期基本計画の教育に関する分野・施策との整合を図ります。

また、第3期教育振興基本計画の成果と課題を検証し、環境教育や地域学、コミュニティ・スクールなどの教育施策について今後4年間に実施する施策を検討します。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化する国際紛争等、将来予測が困難なVUCA（ブーカ）時代の到来や社会状況の変化に対応するために、DXやGX、多様な学びやウェルビーイングなど時代の潮流に合わせた各施策やキーワードについても、適切に本市教育施策へ反映してまいります。

次に、策定体制についてです。

まず、市民等の参画については、教育委員会事務局の所管する社会教育委員の会議をはじめ、各審議会等でもご意見をいただくこととします。また、事務局内に教育企画会議、教育振興基本計画策定プロジェクトチームを設置し、原案を作成のうえ、教育委員の皆様にご議論

をいただきたいと考えております。その他、パブリック・コメントや新たな仕組みとしてオンライン上で合意形成を行う L i q l i d（リクリッド）を活用し、広く意見を聴取してまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、3月中に、本策定方針を市議会厚生文教常任委員会及び全員協議会で報告した後に、第3期教育振興基本計画の成果と課題の検証を行い、次期基本計画案の「たたき台」を作成いたします。以降、「たたき台」、「素案」、「原案」と順に策定を進めていき、その都度、教育委員の皆様方、市議会との協議を行い、計画の精度を高めてまいります。

約1年をかけて策定を進め、令和7年3月の教育委員会定例会に次期教育振興基本計画の策定について上程させていただき、ご審議賜りたいと考えております。

以上、第4期教育振興基本計画案の策定方針についてのご説明とさせていただきます。

教育長 ただいま、(2)第4期甲賀市教育振興基本計画案の策定方針について、報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 この計画や経過に関しましては、1年前ぐらいからお話をお聞きしていますが、これまで非常に時間をかけて、すでに話し合っている内容を、私たちもいろんな意見を言わせていただきました。厚生文教常任委員会からもいろんな言葉の問題も出ておりますが、かなり時間をかけていますので、それはぜひ生かせるようにお願いしたいです。1年間ってというのはいろいろと社会情勢も、市の情勢も変わってきます。それから県の方がこの4月から第4期計画ということで、もちろん甲賀市は総合計画に合わせてというのは理解できるのですが、県の計画を見ていまして、本当に今の状況の緊急課題がたくさん載っていますので、それを甲賀市にどのような形で取り入れて、さらに生かしていけるか、その辺りもちょっと聞かせてください。

教育総務課長 前回、教育大綱の改訂にあわせた一部の見直しということで、教育委員さんにも現行の教育振興基本計画の見直しについてご意見いただ

きました。改訂とはいえ、非常に細部までお目通しいただいて、委員がおっしゃるように、言葉一つひとつの言い回しであったり、解釈の仕方もご意見いただきました。それは十分、次期計画の見直しについて意識した上で、先ほど申しあげました、たたき台、素案の段階において、これから協議させていただく場を設けさせていただきたいと思っています。

2点目、県の計画は今年度策定されましたので、国の基本計画と合わせまして、県の計画も参酌いたしまして、整合を図ってまいりたいと考えております。

教育長職務代理者　こども家庭庁の動きや政策が、その内容とどう関係するかということは話し合いで決まっていくと思っています。親子、子どもの教育、幼児教育とかそういうのも含めて、居場所づくりとかいろんなことで家庭庁、こども家庭庁の動きを見ながら政策が大いに関係するなという印象を持ったのですが、そのあたりは甲賀市としてはどうでしょうか。

次長（社会教育担当）　今年の1月25日にこども家庭庁から児童福祉法の一部を改正する法律の施行について、その検討状況ということで自治体向けの説明会がなされたところです。我々も教育委員会として情報共有をしていて、例えば新しい子ども家庭センターであったり、子どもの居場所であったり、そういったところの新たな施策、事業が結構具体的に説明されているところであります。そういった中でも、こども家庭庁、甲賀市でいうと子ども政策部が主になってきますが、連携をどう考えていくのかというところもありますし、あわせて総合計画自体も、同じ時期に見直しをかけていきますので、そういった中で、市長が掲げられている「子育て・教育No.1」の部分の中での子育て政策と教育との関わりみたいなところは一定整理をしていくことになるかと思っています。ですので、過渡期の部分もありますけれども、そういった国の動きをしっかりとらえた中で、甲賀市においての大きなテーマである部分をしっかりと、施策、制度として位置付けていくという整理をしていくことになっていくと思っていますので、動きを把握しな

がら詰めていくという段階かなと思っています。あわせて、市内でもいろいろな団体が子どもたちの居場所や学びに対して、フォローアップする動きが見えてきています。そういったところに対する支援のあり方や、情報の提供のあり方など、計画の策定を待たずに、庁内連携しながら施策化、事業化をしていくことかと思っています。国県いろいろと計画が立っていますが、甲賀市はうちの計画を作らないと事業をしないというのではなく、前回の委員協議会でもいろいろとお示しさせていただいたとおり、この後、部長から新年度予算の話がありますけども、そういったところで、計画に書いてあるけれども、もっと具体の施策事業というのをしっかりやっていくというスタンスで、教育長以下推し進めているところがあると思っています。

教育長職務代理者 いろいろな地域の現状、市民の方の動きのなかからも、今おっしゃったようなことの重要性がたくさん出ていると思いました。これまでの会議の中でお話しした市民団体からお電話がありました。学校の近くに居場所を作って、家庭教育の支援、それから食べる支援、生活の支援、不登校支援を新たに、第2の場所をつくるという動きがあります。学校の校長先生とその団体は、常に協力体制について話し合いをされていて、不登校対策については、保護者向けにぜひ来てくださいと、ちょっと行きにくい子には、この場所に来てくださいということも含め何百枚というチラシを学校の協力を得て配布することができました。そこだけではなくて、遠い方が行きやすいかもしれないという感覚もあって、何とか体制をとらえて、この団体に他の学区外からも来るようなことも考えてみようとか、非常に前向きな動きがありますので、ぜひそういう地域の動きをいろんな形で私も掴んだらお答えしたいし、部局横断的な取り組みが関係してくるかと思うので、よろしくお願いします。

それからもう一つは、こども家庭庁が常に言っている子どもの意見表明権っていうのをずっと考えています。障がいがある子ども、大人だけではなくて、思いがなかなか言えません。だけど周りから見ていると、また、居場所からいろんなものが見える。いろんな人たちが見

て、その表明する場、その辺りの位置づけは、ものすごく大事になってくると思うのですが、概論で結構ですのでお考えをお聞かせください。

次長（社会教育担当） 例えば、大きなくくり、その中に含まれるのかなと思いますけれども、先日開催された子ども議会も一つ子どもたちの思いなり考えをしっかりと出す場所でもありますし、例えば権利擁護の視点で言えば、例えば自分が保護されたり、保護されなかったり、そういった部分については子どもの意見っていうのは当然出していく、しっかり受け止めていくべきだと思います。そのあたりは今、国の制度設計は進められていますし、そういった中でどういうタイミングで子どもたちを含めて意見表明、意思確認をしていくのかというところは、並行して研究、調査をしていくべきものだと思います。先ほど例に出しましたけれど、子ども議会での子ども議員からのご提案については、市長からもしっかり制度化なり、施策化というのも含めて受け止めていくようにという指示をいただいているところでございますので、そういったものが実現していくことによって、子どもたちがまちづくりに関わっていったり、自分の立場の中で、しっかり物を申していくということができれば、必要というか大切なことだと思いますので、その状況を見た中で、動いていくのが今の段階かという気がしています。

教育長職務代理者 これは、こども家庭庁が前から非常に大きな目玉というか、主たる政策として出した中で言っていますので、権利条約と同じぐらい大事な位置付けで考えられていると私も思っていますので、またよろしくをお願いします。それに関係することや、実証が出てきたら、常にご相談させていただきますのでよろしくお願いします。

教育長 こども基本法の大きな柱の一本が意見表明権だと思います。今日も校長会でしたが、来年度の方角について校長に対して話をしました。もちろん基本方針は、県の計画ができてそれを受けていろいろな施策を出してきます。それを受けつつ甲賀市の課題に見合った形で、学校の教育方針についても、根本はまだ大綱も変わっていませんし、基本計画も変わっていないので、そんな大幅に変えるわけにはいきま

せんが、やはり今年の課題は数多くありますので、それに向けて、今年度とは形を変えて、文言を再考し取り組んでいるというのが現場の実態です。今おっしゃったように、学校以外のところとの連携の部分と、学校の「魅力ある学校づくり」と、この二本立てであること、環境を生かしていく部分と、学校が努力していく部分とがあること等、今日伝えたところです。他、よろしいでしょうか。

松山委員

3番の策定の方向性というところに○が4つあると思います。1つめにSDGsのことが書いてあり、2つめに国の教育振興基本計画を勘案し、とあります。この4つの部分を基本に策定を考えてくださるのだと思うのですが、英語とか片仮名の言葉の羅列という印象が強いです。○の2つめのところに、令和5年6月に閣議決定された国の教育振興基本計画を勘案し、としっかり書いてくださっていますし、それをもちろん前提に考えてくださると思うのですが、この教育振興基本計画の中にはいわゆる片仮名言葉ではないものもいっぱい入っていて、国の教育振興基本計画の「はじめに」のところにも不易流行が大事であるというふうに書いています。その、流行の部分ばかり、何となく難しい言葉ばかり並んでいるように見えるので、基礎のところも大事にして、考えていただきたいということがまず1点です。もう1点が、前も出ていたか、ちょっと私も記憶があいまいですが、SDGsの基本理念を基本としていくと1つめの○のところに書いているのですが、SDGsのこの理念というのはどういうふうに解釈した上で、これを基本としていこうということになっているのですか、というところをお伺いします。

次長（社会教育担当）

2点目からご説明します。教育振興基本計画の見直しの中の方向性に入れておりますけれども、総合計画の方の見直しのなかで、一つ新たに入れたところです。今まで入れておかなければいけなかったところが入ってなかったというような考え方です。ですので、SDGs、大きくは17項目の到達目標がありますけれども、その中にも細かい目標がそれぞれありますので、例えば、我々教育委員会がすべきとか今後やっていこうという方向性の中に基づく計画、事業なり施策

というのが出てくると思います。それが、今のSDGsの17項目のどれを達成するために、この事業は動いているのだろうという関連づけをしっかりとしていこうという考え方を示しているところです。順番が逆かもしれませんが、本来はワールドワイドにSDGsをやっていこうというところを、甲賀市の教育施策は、これのどのような部分に関連付けられていくのかということをもっと明確にしていこうというような整理を書かせてもらっているところでもあります。教育委員会に直接関係のない項目もおそらくあると思いますが、この項目に対して、ここが繋がっていますよと、しっかり位置付けていきたいという考え方、その関連性についてしっかり表していく、そういったところを書かせてもらったというようなところです。

例えば、企業版ふるさと納税というのは、市町の総合戦略を受け継ぐデジタル田園都市国家構想の甲賀市の計画に関連する事業に対して企業が支援しましょうという制度ですけど、国のホームページの甲賀市の計画の備考欄に、関連するSDGsの目標が明記されています。一昨年ぐらいまでは、ほとんどの自治体は書いているのに、甲賀市だけは備考欄でSDGsの項目は入ってなかったという現状がありまして、庁内の会議の中でも、それはだめなのではないかということで、改めてそのSDGsを達成するため、甲賀市の施策・事業をどう関連づけていくのか整理していかないとだめなのではないかというところから、総合計画でもそういった関連づけをしていこうとしていますし、教育振興基本計画でもその観点を明確にしていくという考え方で今回入れさせてもらったところです。

松山委員 SDGsの10いくつかの項目の4番目が教育だと思うのですが、その教育の部分を施策に入れるという考え方ではないのですね。

次長（社会教育担当） そうではありません。踏襲しているはずですけども、逆にいろいろな施策・事業が17項目の中で4以外にかかるものも当然あるかと思うので、その実現に向けて我々教育委員会がやろうとしている施策・事業が、どういう関連づけをしているかを整理していくところです。極端に言えば、SDGsの17項目に該当しないとい

う、その実現に向けた動きのない事業は、実施に向けてすべきかを考えるべきだという考え方を総合計画の庁内協議で議論していくところだと思います。

松山委員 すいません、ちょっと聞き逃したのですが、SDGsのこの目標に関連していないことの続きを教えてください。

次長（社会教育担当） 関連しないような事業・施策があれば、それは本来、その事業をするかしないかを検討すべき事業でしょうということでございます。

松山委員 SDGsにのっとらないといけないという考え方ですか。

次長（社会教育担当） 原則はそこに向けて動いていくということが基本的な考え方です。

松山委員 SDGsっていうのが、何となくもやもやしているというか、SDGsを本当に目標にしなければいけないのかと考えているところがあります。そのSDGsの目標のところに関連していないのだったらやらないということですが、関連していなくても、甲賀市の目標や施策とかやっていくべきことが入っていてもいいのではないのでしょうか。

次長（社会教育担当） 極論であって、基本的には全部関連するはずですが。関連しないものの必要性を議論しなければならないということだと思っています。関連していないものを堂々とやっていくべきではないということです。

松山委員 総合計画はそういうことがあるのかもしれないですけども、教育に関する計画でもほぼSDGsに関連してくることになるのでしょうか。

次長（社会教育担当） 原則論ですけど、基本はなると考えています。だから、ならない理由を考えないといけないのかと思います。すべてがだめという訳ではなく、関連付けられない理由は何なのかとか。具体的なものをみないと、机上で話していてもしょうがないと思うのですけれども、そういったところをベースに置いていかないといけないのではということです。

教育長職務代理者 大きなSDGsの概念といろいろな事業を考えたときに、全部

ぴたっと一致するとは限らないですが、すでに私たちはそのSDGsでは社会教育ビジョンのところでかなり話をしていると思います。どういう方向で社会教育を持っていくかというところは、SDGsの何番かに、いろいろな人が生きがいを見つけて、地域やいろいろなところで頑張るっていう、それはもう大きなビジョンに基づいた事業でもあるし、あるいは企画でもある。かなりいろんなところで網羅しているのではないですか。

次長（社会教育担当） 基本的には外れる事業はないと認識をしているのですが、逆に言えばSDGsの目標をしっかりと視野に入れた中で、この事業は、どういう関連性があるのかっていうことを担当職員が理解をしないと、一定方向づけをしているものに沿っていくという、言い方がおかしいですが、みんながそこを達成しようとやっていけることをしっかりと認識をしていくということだと思っています。

松山委員 SDGsのその他の項目は全部わかっていないので、言えないですけど、どういうことなのかと思って、特に4番目の教育のところをしっかりと見てみたのですけれども、国連が想定している目標っていうのが必ずしも日本の目標に当てはまらないと私は思ったのです。教育のところに特化して見てみますと、誰1人取り残さないという理念自体はいいと思いますけれども、例えばSDGsの4番目のゴールのところ、上質の教育をみんなにというタイトルがついています。そこだけ聞くと、甲賀市の子どもたちに、大人もそうですけれども、上質の学校教育を子どもたちに、上質の社会教育を一般市民の方皆さんにとというのはそれでいいと思うのですけれども、上質な教育って何なのだろうと思ってちょっと気になって見たのですけれども、日本語の訳の仕方が、どこが訳をしているかによって、ユニセフが訳しているもの、外務省が訳しているもので全然違っていたので、国連の言っているSDGsは何を目標にしているかっていうのがわからなくなってきたのです。調べていると、日本語の意味を見ていても少し違うし、ニュアンスがちょっとずつ違うし、これは駄目だと思って、英語の方を見てみたのです。英語の方見てみると、「上質の教育をみんなに」のところ

は「Quality Education」。Quality の意味はどんなのだというところになってくるのですが。その次の一文を見ても、訳し方が全然違うのですよね。外務省とユニセフとは違うし、私はそこしか調べてないのですが、他も違うかもしれません。では、この意味は何なのだと見たときに、その次の文章を見てみると、国連が言っているところと、日本の抱えている教育の課題って全然違うので、国連が言っているSDGsに向けて、頑張る必要がないところも多々あるのではないかなと思いましたので、SDGsの掲げる目標達成に向けて、いいのかなというふうに思ったのです。もちろんいいところもあると思うのです。日本ができていないところ、あるいは甲賀市ができていないところもあります。国連が言っている教育の目標の中で、4の教育の中で7個ぐらいカテゴリーが分かれていて、そのカテゴリーがそれぞれ日本でどれだけ達成できるかというデータが、外務省に出ていました。その中でできていなかったのが、職業に結びついていくような教育がちゃんとできていますかというところ、エクセルを使えるとか、プログラミングができるとか、そういう大人の割合のところは37%とか47%とか、達成できていなかったのが、そこは目標にしたらいいいと思うのですが、それ以外は100%とか、97%とかなのです。なので、国連が言っているところの教育に関する目標は、甲賀市の教育委員会が考える教育の目標とは一緒じゃないと思ったので、総合計画全体で考えたり、その4番目の目標以外を考えたりするにはまた変わってくると思いますが、SDGsにすべて当てはめるのは本当にSDGsの中身をもっと精査しないと、日本語訳だけ考えていると全然ずれているということになってこないかなと思ったのです。なので、簡単じゃないと思って今聞かせていただいたのです。

次長（社会教育担当） 当然、簡単ではないと思います。甲賀市として、今までやってきてなかったからだと思います。そもそも甲賀市の行政として、SDGsの達成に向けてどういうことをやっているのかという部分を十分整理できていないので、そこを総合計画の中でも整理していこうと言っていますし、そういった方向性を教育振興計画の中でも見つけ

ていこうというところです。例えば、5 番のジェンダー平等の部分も、当然教育の中には関係することだと思いますし、そういう関連付けですね。ですので、言っていただいています 4 番の質の高い教育をみんなにというような日本語訳ですけれども、それだけではなく、他の項目にも関連付けられるということの整理をしていきたいと思います。今やろうとしています。日本語訳としてのどれが一番正しいのか、外務省が出しているものが正しいのかっていうところの整理から入っていくと思いますけれども、大きな考え方としては 4 番以外のそういった項目との施策・事業の関連付けみたいなのところの整理をしていきたいと思います。というところかなと思っています。

教育長職務代理者 色々な教科の教科書を見せていただいているときに、学校の教科書で選ばれたものは全部、SDGs の項目は全部の単元で出てきますから、学校教育の中では非常にわかりやすいです。県の国際協会がやっている国際活動とか施策とかを同じ SDGs でも当てはめて 17 項目っていうのは見たことがあります、市がそういう視点で、全部当てはまらないけど市の状況から見て、こうだということを私たち市民が知ると非常にそれは価値があると思います。社会教育のビジョンも、逆にその内容から見てみると、本当だと思って、総合教育会議でも出させていただきましたけど、市の一つの目標になるということがすごい価値があると思います。

松山委員 例えば、教育の SDGs の中の 4 番目の項目の中の生涯教育っていう言葉が出てくるのです。でもそれは日本人が考える生涯教育ではないのです。外務省は生涯教育って訳していましたが、ユニセフは「学び続けることができる」とかそういう訳し方なのですね。私たちが生涯教育って聞いてしまうと、例えば、公民館でやっている大人や子どももそうですけれども、学校で習わない何かを学ぶことができる機会ととってしまうこともあります。でも、国連で言っている生涯教育にあたる英語の単語、ライフロングラーニングオポチュニティズのところですね。それはその前の文章を見てみると、とにかく学校に行けない、学校がないから学校に行けない子どもが学校に行けなかった

ので、大人になってでも、まだそういう基本的な学力をつけることができることができる機会っていうのがライフロングラーニングオポチュニティズになっていたんで、そこをしっかりと踏まえた上で、ここがSDGsの何番目になっていますねとかいうふうにしないと、日本語のうわべで生涯教育ってここになっているから、日本の今の課題はここですよっていうふうに紐づけて、これちゃんとSDGsを達成していますとかっていう、安易な方向に行ってはいけないなっていう怖さを感じたのですけれども、またその辺も考えていただけたらと思います。

教育部長 SDGs、確かに持続可能な開発目標であって17の目標で169のターゲットが設定されています。今、松山委員がおっしゃったように、すべてがそれ以外のところに当てはまるかというのはまた別の話として、ただ、考え方としては、4番目の目標、質の高い教育をみんなにということだけではなくて、すべての部分においてサステナブル、持続可能なことをやっていきましょうという方向だと思うのですね。そこら辺も含めて、今おっしゃったような、掘り下げて解釈していないところが私どもにもありますので、もう一度そこも含めてしっかり考えていきたいと思います。

教育長職務代理者 国連とかそういうところだけじゃなくて、生涯教育とそれから社会教育もかなりこの言葉遣い、その定義付けの言葉が市によってもまた県でも変わってきていますので、その甲賀市版、私たちの心にピタッとあう言葉は必要だと思うのですが、基本的な理念は同じだと思っています。ライフラーニングも、今国際協会の中でそれは項目として取り上げています。それを海外のいろんな協力という視点から見て、子どもたちの国際教育の中でどのように教えるかとか、いろいろその概念を見ながら県とか町とかそういう状況に合わせて、その概念をどのような教育に変えていくかということがいろいろなところ出ているので、全部それを網羅するのは難しいですね。

松山委員 女性の地位がどうか人権がとありますけれども、国連が思っているところの人権、データもたくさん出ていたのですけれども、国連が

ターゲットとしているのは、女の子だから人身売買されるとか、そういうことをなくしていきましょうというのが国連の思っているところではないかなと思うので、日本で言っているところの男女の職業差別をなくしようとは次元が違うと思います。もちろん次元が一緒のところもあるでしょうけれども、女の子だったら顔以外見せてはいけませんよっていう次元の男女差別とかを、日本の社会の決めていくことをSDGsに当てはめるのはどうかと思います。

次長（社会教育担当） 例えば、ユニセフが中学生版で出している副読本でいうと、4番の部分の生涯にわたって学習できる機会を増やそうみたいな表現であったりとか、男女の部分であったら男女平等を達成し、すべての女性の可能性を伸ばそうであったり、そういったものは日本においての考え方に近いと思います。個人的な意見ですが、松山委員がおっしゃっている、世界的に貧困や女性に対する差別がきつかったりとかする地域は当然あるのでしょうけれども、我が国は、しっかりと是正をしてきて、本来の形に持っていこうという動きをしてきたから、この世の中があると思っています。そういったものを後退させないためにも、どう維持をしていくのかっていうのはSDGsの考え方で、日本の取り組みとしてはしっかり続けていかないと。達成できているから、そこと環境が違うからというものではないというところは、認識が必要かなという思いをしているところです。

池田委員 今、お話を聞いていて、求められているのは、こういう議論をすることだと思います。これは私見ですけど、多分こういう議論になることぐらいは国連もわかっていると思います。すべてが相対なので、ちゃんと考えるべきポイントをあげたから、それを国ごとに、地域ごとに、それがどういう解釈なのかっていう議論をせよと投げかけてきているということを意識してやれという解釈だったら、一定の解釈を求めて、それに合っているのかどうかっていうふうになると、それはかなり難しい作業になります。すべてにおいて甲賀市としては、これがこれに当たるのだっていう、解釈をちゃんとしなさいっていう、議論をしなさいということではないのかなと僕は思っているところで

す。

松山委員 国の教育振興基本計画の中には、持続可能なポイントのベースになる2つのポイントのところに、持続可能な社会を実現していく力のある子どもを育成しなさいみたいなことになっているので、SDGsをこうしなさいではなくて、そのことを考えられる子どもを育成しなさいということが、国の教育基本振興計画なので、それが今おっしゃったことかなと。考えられる子どもをつくりなさい、教育の基本ですってということだと思うので、そのSDGsを当てはめていく、それを当てはめられるのかどうかを考えるということでは、それはそれでいいかなと思いますけれども。

教育長職務代理者 多様な考え方がいっぱいあるので、話し合い、ディスカッションは大事だと思います。今おっしゃったように、子ども自身が次どうするか、例えば国際教育でも、そこを一番大事にしているところですよ。いろんな現実を知って、甲賀市にはこんな現状があると。その中で、僕が大きくなったら、また今でも何が自分でできるかっていう、こういう子どもを教育で育てるという、そんなポイントかなと思います。話し合いを通して、次、行動をどうするかという理念だと思っていたのですが、また1回わかりやすいように調べてください。

次長（社会教育担当） 大きな括りとしては松山委員が言っている考えがベースだと思います。個々の施策事業においては、17項目とどう関連付けられるのかという整理は一定必要じゃないかというところですよ。

教育長 国連が出した時点で、全部の国に共通である事象はないと思っています。あくまでも、おっしゃるように視点であったり、理念であったり、目指すべきところという、そういう項目を示しただけで、日本はその点について日本流の解釈がやっぱりいるし、どういうことをするかを考えたり、みんな共通に理解できることで、これが実現できていけばというようなスタンスだと思いますので、そういった中で、基本計画を作っていく段階でそういう認識をちゃんと持ちながら、こうやってディスカッションをすれば、話をしていけば、それに近づいてい

くことで達成していけることかと私も思いました。

藤田委員 いろいろなディスカッションは大事だと思うし、部局横断とか、幅広い観点で意見を出しあってやっていくっていうのが大事かなと思います。ただ、揺れながらも前に進めていくような雰囲気だったら私はいいかなと思います。

教育長 たくさん深く掘り下げていただいて、いい話になったのかなと思います。

次長（総務・管理担当） いろんな言葉の使い方の部分もご質問いただきましたが、先ほどまでの議論にも繋がる部分もあるかとは思うのですが、やはりこの計画自体につきましては我々の進むべき方向、先ほど説明のありました羅針盤という位置づけがあると同時に、やはり市の教育がどうあるべきかという部分も市民の方に知っていただく、そういった計画でもあると思いますので、やはりなるべく平易な文言を使うということも当然必要ではございます。それ以外にも、上位計画との整合という中で、一定の方向性を示す上でも、共通した言語を使いたいと思っております。具体的な計画検討段階になっては、やはりわかりやすい言葉を使うということは大前提の中で、それぞれの個々の施策について盛り込んでいきたいと思っております。

教育長 他に、ご質問はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、ただ今の第４期甲賀市教育振興基本計画案の策定方針については、報告事項として終わらせていただきます。

それでは次に、３．協議事項に入らせていただきます。（２）議案第４号甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について、資料６に基づき説明を求めます。

学校教育課長補佐 議案第４号甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

同一世帯に複数の対象者がいる場合に、申請書１通で申請できるようにするため、また、必要事項の記入漏れを防ぐため、要保護及び準

要保護児童生徒就学援助費支給申請書の様式を改正するものです。

以上、議案第4号甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第4号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第4号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして（3）議案第5号甲賀市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、資料7に基づき説明を求めます。

学校教育課長補佐 議案第5号甲賀市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

保護者の指定する振込先口座情報を記入できるようにするため、また、必要事項の記入漏れを防ぐため、特別支援教育就学奨励費支給申請書の様式を改正するものです。

以上、議案第5号甲賀市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第5号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

池田委員 押印の欄がありますけれども、教育委員会としては全体の方向性はどのようなのでしょうか。

学校教育課長補佐 先ほどの要保護、準保護の就学援助とも関係しますが、こちらは各世帯の収入状況とか世帯の状況を確認して、審査決定をするという項目がございますので、その部分で、押印をいただくことはまだ外していない状況ですので、ここは残っております。

教育長 他に、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第５号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして（４）議案第６号甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部改正について、資料８に基づき説明を求めます。

学校教育課長補佐 議案第６号甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

日本語初期指導教室を綾野小学校内に第二かわせみ教室として新たに設置し、日本語の指導が必要な外国人生徒等に対する基本的な日本語指導及び生活指導をさらに充実させるため、甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正するものです。

以上、議案第６号甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第６号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第６号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして（５）議案第７号甲賀市適応指導教室設置要綱の一部改正について、資料９に基づき説明を求めます。

学校教育課長補佐 議案第７号甲賀市適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市適応指導教室の名称を甲賀市教育支援センターに変更するため、また、甲賀サテライト教室が閉設となったため、甲賀市適応指導

教室設置要綱の一部を改正するものです。また、水口教室の名称を「つばめ」、信楽サテライト教室の名称を「やまびこ」とします。

以上、議案第7号甲賀市適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第7号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第7号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。（1）令和6年第3回（2月臨時）甲賀市教育委員会について、（2）令和6年第4回（3月定例）甲賀市教育委員会について、（3）令和6年第4回甲賀市教育委員会委員協議会について、（4）令和6年第5回甲賀市教育委員会委員協議会について、あわせて説明を求めます。

教育総務課長 （1）令和6年第3回（2月臨時）甲賀市教育委員会につきましては、令和6年2月29日木曜日午後2時から、（2）令和6年第4回（3月定例）甲賀市教育委員会につきましては、令和6年3月27日水曜日午後2時から開催させていただきます。

また、（3）令和6年第4回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和6年2月29日木曜日午後3時から、（4）令和6年第5回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和6年3月13日水曜日午後2時から、開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。
（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、連絡事項につきましては終わらせていただきます。

それでは、3. 協議事項（1）議案第3号令和6年第1回甲賀市議

会定例会（３月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について及び
２．報告事項（３）市内小中学校における児童生徒の状況報告についての説明及び報告を求めます。非公開の案件となりますので、関係者のみの出席とします。

教育長 それでは、３．協議事項（１）議案第３号 令和６年第１回甲賀市議会定例会（３月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料５に基づき説明を求めます。

教育部長 それでは、議案第３号令和６年第１回甲賀市議会定例会（３月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料５に基づき、その提案理由を申し上げます。

本議案は、今月１６日から開会される令和６年第１回甲賀市議会定例会に提出する議案のうち、教育に関する事務に係る議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、意見を求めるものであります。

今議会に提案を予定している教育に関する事務に係る議案については、「令和６年度甲賀市一般会計予算」、「甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例」及び「令和５年度甲賀市一般会計補正予算第８号」の３件であります。タブレットのデータ、資料５－１の議案第３号別紙１をご覧ください。

まず、１の新年度予算案件、「令和６年度甲賀市一般会計予算」についてであります。所管する主な内容について、説明をさせていただきますので、１ページから２ページにかけての第１表をご覧ください。

歳入歳出ともに、款・項ごとに予算計上しており、歳入合計１９億３，２５３万８千円、歳出合計４７億６，７５５万９千円を計上しております。最初に、歳入について概要を説明いたします。

資料５－２の別紙２を、お開け願います。１ページ、歳入の１３款・分担金及び負担金は、小・中学校の日本スポーツ振興センター保護者負担金で、合計額は２９１万円であります。次に、１４款・使用料及び手数料は、あいこうか市民ホールをはじめとする文化ホールや公民館、体育館、小・中学校施設等の使用料で、合計２，５００万５千円、

2 ページに渡り 15 款・国庫支出金は、総務費国庫補助金でデジタル田園都市国家構想交付金、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金、教育費国庫補助金で小・中学校特別支援教育就学奨励費補助金、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金、国宝重要文化財等保存整備費補助金など、合計 1 億 1 5 7 万円を計上しております。

3 ページに渡っての 16 款・県支出金のうち 2 項・県補助金は、農林水産業費補助金で琵琶湖森林づくり補助金、教育費県補助金で「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金、自治振興交付金、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金、わたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会運営費補助金など合計 4, 5 5 2 万 3 千円を計上、また、次の 3 項・県委託金は、教育費県委託金で紫香楽宮跡管理委託金など合計 1 1 2 万 1 千円を計上しております。

17 款・財産収入は、1 項・財産運用収入の利子及び配当金で教育振興基金の利子など合計 4 0 万円、次に 2 項・財産売却収入の不動産売却収入で立木売却収入 1 5 万円を計上しております。

4 ページの 19 款・繰入金では、事業の財源とするため、記載の教育振興基金から文化振興基金までの基金から繰り入れするもので、合計 2 億 3, 6 5 4 万 3 千円を計上しています。

次に、5 ページにかけての 21 款・諸収入では、2 項・市預金利子で 1 千円、4 項・雑入の給食事業収入で児童・生徒及び職員の学校給食の負担金、雑入で水口スポーツの森サッカー競技場改修にかかる日本サッカー協会からの助成金、災害共済給付金、遺跡発掘調査負担金、社会教育施設の電気等使用料などで合計 3 億 8, 5 3 1 万 5 千円を計上しております。

最後に、5 ページから 6 ページの 22 款・市債の 1 項・市債では、土木債で公園施設整備事業、教育債で公民館施設整備事業、小学校施設空調設備整備事業、文化財修景事業、文化施設整備事業、学校給食センター整備事業などのための財源として、一般単独事業債で 8 億 4, 8 7 0 万円、合併特例事業債で、2 億 8, 5 3 0 万円を計上して

おります。以上が、歳入予算の主なものであります。

歳入予算の合計は、前年度と比較して9億9,146万9千円の減額となっており、その主な要因は、前年度の土山中学校長寿命化改良事業や水口中央公民館改築事業などの事業の大部分が終わり、残光時によると産となったことから、基金繰入金や市債が減額となったものであります。

続きまして、歳出について、7ページからの別紙3をご覧ください。最初に、8款・土木費、4項・都市計画費は、一番右側の列の説明欄にお示ししていますとおり、公園施設管理運営経費では7ページから8ページにかけて、03・公園施設指定管理事業で水口スポーツの森・野洲川河川公園等指定管理委託、05・公園施設運営事業でみなくち子どもの森設備修繕工事をはじめとする管理運営経費などを計上し、次の04・国スポ・障スポ施設整備事業では、会場となる水口スポーツの森の各施設の必要な改修工事を計上したところであり、9ページ上段に、左から2列目にありますとおり、本年度予算額は合計6億2,954万8千円としております。

次に、9ページからの、10款・教育費、1項・教育総務費の主なものといたしまして、1目・教育委員会費では、01・教育委員会運営経費において、委員報酬や各種負担金を計上、次に、2目・事務局費では、10ページの事務局運営事業において、信楽高等学校地域支援協議会負担金などを計上しています。

次に、3目・教育振興費では、01・学校教育振興事業において、教育振興一般事務費で日本スポーツ振興センター災害共済をはじめとする各種負担金や小中学校の行事等での自動車借上料を計上したほか、11ページからのALT設置事業で外国語指導助手、12ページの学校図書活用支援事業で図書館司書の人件費を計上したほか、03・教育支援事業においては、13ページの特別支援事業で、インクルーシブ教育の推進のための人件費などを計上し、05・学びの多様化推進事業では、不登校対策事業でスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど、14ページのスペシャルサポートルーム設置事業

でスクリーニングケアサポーター、教育支援センター事業で指導員などの人件費をそれぞれ計上しております。

また、15ページのフリースクール利用支援事業では利用者への補助を、母語支援事業、日本語初期指導教室事業では、外国にルーツを持つ児童生徒へのサポートや語学指導にかかる人件費などを計上し、教育DX推進事業では、ICT支援員の配置、保護者連絡システムや学習支援アプリの導入経費を計上いたしました。

16ページの上段にありますように教育総務費の合計額は、3億1,442万8千円であります。

次に、2項・小学校費の主なものといたしまして、1目・小学校管理費では、小学校施設管理運営経費において、小学校施設の管理や修繕に係る経費を、17ページの小学校管理運営経費で学校用務員の人件費を計上しております。

2目・教育振興費では、01・小学校教育振興事業において、小学校教育振興事務費で教材や授業用品など教育振興にかかる事務費などを計上し、18ページの小学校教育支援事業で複式学級解消のための加配教員人件費のほか、公共交通機関利用通学補助や第3子以降の教育費負担軽減を図る教育扶助費などを計上しております。また、確かな学力向上事業で教科担任制を実施する経費を計上したほか、スクール・サポート・スタッフの配置や、甲賀市版学力調査実施経費を計上し、19ページのICT教育環境整備事業では、タブレット端末をはじめとする機器賃借料や、ネットワーク再構築にかかる経費を計上しております。次の児童就学援助事業では、経済的理由で就学が困難な児童の保護者を援助する教育扶助費などを計上しております。

20ページの3目・施設整備事業費では、小学校施設整備事業において、小学校特別教室空調設備整備にかかる設計業務委託費を計上しています。

次に、2項・小学校費の合計額は、6億6,280万4千円であります。

次に、3項・中学校費の主なものといたしまして、1目・中学校管

理費では、０１・中学校施設管理運営経費において、中学校施設の管理や修繕に係る経費を計上しております。

２１ページの２目・教育振興費では、０１・中学校教育振興事業において、中学校教育振興事務費で指導者用デジタル教科書配信業務委託をはじめ、教育振興にかかる事務費などを計上したほか、２２ページの中学校教育支援事業で、部活動の指導員人件費や生徒の移動費の補助、また近畿大会や全国大会への出場補助、英語検定料を支援する手数料や補助金、第３子以降の教育支援としての教育扶助費などを計上しております。また、確かな学力向上事業、２３ページのＩＣＴ教育環境整備事業は、小学校と同様の事業を行うものであります。

また、０３・中学生国際交流事業では、姉妹都市のアメリカミシガン州３市、韓国利川市との交流として、ホームステイの派遣及び受け入れの経費を計上しております。

次に、２４ページの上段のとおり、３項・中学校費の合計額は、４億７，１９３万３千円であります。

次に、５項・社会教育費の主なものといたしまして、１目・社会教育総務費では、０４・青少年育成事業において、２５ページの青少年育成施設運営事業で、少年センター人件費をはじめとする施設運営経費を、青少年育成推進事業で、青少年育成推進員人件費や「２０歳のつどい」、「こども未来会議」の支援などにかかる経費を計上しております。

また、２６ページの０５・生涯学習推進事業においては、社会教育指導員の人件費などを計上、０６・地域学校協働活動推進事業では、地域学校協働活動推進員の謝礼や事業補助の経費を計上しております。

次に、２７ページ、２目・公民館費では、０２・公民館管理運営経費において、公民館運営事業で各種講座教室の開催や自主学習団体の育成のほか、世代を超えた学びあいの機会を提供する公民館事業に係る経費を計上し、次の０３・公民館施設整備事業においては、水口中央公民館改築工事にかかる経費などを計上しました。

次に、２８ページ、３目・図書館費では、０２・図書館管理運営経

費において、図書購入費や施設の管理運営にかかる経費を、29ページの03・図書館施設整備事業では、各図書館の修繕工事の経費を計上しております。

4目・文化財保護費では、02・文化財保護推進事業において、30ページの埋蔵文化財管理事業で、多羅尾代官陣屋跡整備にかかる経費など計上し、文化財保護推進事業で指定文化財保存修理事業補助や民俗文化財伝承補助などを計上しました。

また、31ページからの03・歴史民俗資料館管理運営経費では、32ページの歴史民俗資料館管理運営事業において、水口城跡御成橋改修にかかる経費など計上しました。

33ページの04・文化財保護調査普及事業では、市内遺跡緊急発掘調査事業で、水口岡山城跡保存活用計画策定や紫香楽宮跡整備にかかる経費などを計上しております。

35ページ、6目・文化振興事業費では、01・文化振興施設管理運営経費において、文化ホール等の施設の維持管理、運営に係る費用を計上しており、36ページからの02・文化振興推進事業では、次世代を担う人材育成を目的とする金の卵プロジェクト事業委託のほか、市民が身近に文化芸術に触れる機会づくりのため、アール・ブリュット事業の経費を計上しました。

また、37ページの03・文化施設整備事業では、あいの土山文化ホールの空調設備改修工事などを計上しています。

以上、その下、5項・社会教育費の合計額については、11億5,449万7千円となっております。

次に、その下、6項・保健体育費の主なものといたしまして、1目・保健体育総務費では、38ページの03・社会体育施設管理運営経費で、施設の管理業務委託や運営補助、指定管理委託を、また、39ページの04・スポーツ振興事業においては、スポーツ振興団体支援事業で各種スポーツ振興団体支援のほか、40ページの生涯スポーツ振興事業では、ゴルフ振興事業負担金、総合型地域スポーツクラブ活動補助を計上、国民スポーツ大会事業では、わたSHIGA輝く国スポ・

障スポ甲賀市実行委員会負担金をはじめ、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備経費を計上しております。

次に、４１ページからの２目・学校給食費では、０２・学校給食センター管理運営経費で、厨房機器等の維持管理や、給食配送業務委託や調理・洗浄業務委託、東部学校給食センター厨房機器更新工事などを計上したほか、４２ページの０３・学校給食事業で賄材料費においては、保護者負担を増やすことなく、質の高い給食を安定して提供するための賄い材料費を計上しております。

以上、その下の計、６項・保健体育費における計上経費の合計額については、１５億３，４３４万９千円となっております。

それでは、別紙１の２ページにお戻りいただきたいと存じます。真ん中の表中、歳出合計については４７億６，７５５万９千円となり、歳入予算と同様に、前年度計上の土山中学校長寿命化改良事業や水口中央公民館整備事業の事業費が、前年度と比較して３億３，９２３万６千円の減額となったところであります。

続きまして、その下、第２表「繰越明許費」についてであります。東部学校給食センター改修事業につきましては、給湯ボイラーの製造に期間を要し、また、工事施工を給食センターが稼働しない夏期休暇を活用して行う必要があることから、年度を超えた工期設定が必要であり、あらかじめ予算を繰り越すものであります。

次に、３ページの第３表「債務負担行為」についてであります。

一つ目の、児童生徒等健康診断業務委託および、下から三つ目の信楽中学校室内温水プール管理運営・監視業務委託、次の給食配送業務委託、次の学校給食センター調理・洗浄業務委託は、令和７年度の事業実施のため、令和６年度中に契約等の事務手続きを行う必要があるため設定するものです。

その他の旧水口図書館指定管理委託をはじめ、各施設の指定管理委託についても、令和７年度から１１年度までを期間として指定管理委託を行うにあたり、令和６年度中に事業者選定を進めるものであります。

これらの債務負担を設定した事業については、将来、本市が負担する債務を予算で約束するとともに、その期間の事業費の限度額となります。

次に、4 ページに渡っての第4表「地方債」についてであります。この地方債につきましては、各事業を実施するための財源となる借入金の中で、その借入限度額や利率などを定めるものであります。公園施設整備事業では国スポ・障スポ施設整備、小学校施設空調設備整備事業では小学校特別教室空調設備整備、公民館施設整備事業では水口中央公民館整備、文化財保存修景事業では水口城跡御成橋改修、史跡整備事業では紫香楽宮跡整備、文化施設整備事業ではあいの土山文化ホール空調設備改修、学校給食センター整備事業では東部学校給食センター厨房機器等更新及び設備改修が対象となります。

以上、「令和6年度甲賀市一般会計予算」の説明とさせていただきます。

次に、4 ページの2の条例の一部改正でございますが、(1) 甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。資料5-3の別紙4に、市議会提出の議案書を添付しておりますので、合わせてご参照願います。

本条例は、平成27年3月に策定した「甲賀市幼保・小中学校再編計画」の計画期間が令和6年度に終期を迎えることから、次期小中学校の再編計画を策定するに当たり、調査や審議を行う甲賀市学校再編審議会を新たに教育委員会の附属機関とするため改正するものです。委員の構成は、市民、学識経験を有する者、教育関係者、その他教育委員会が適当と認める者で、10人以内とし、委員の任期は委嘱の日から審議が終了する日までとします。なお、本条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

続きまして、4 ページの下から5 ページの3の補正予算案件の(1)「令和5年度甲賀市一般会計補正予算第8号」の教育委員会関連についてであります。

まず、歳入補正では2, 216万9千円を減額しています。その内

訳については、教育費国庫補助金として、小学校費国庫補助金で柏木小学校バリアフリー化設備等整備事業、また、中学校費国庫補助金で土山中学校長寿命化改良事業の学校施設環境改善交付金が、事業の進捗により今年度交付が見込めないことから減額するものであり、次の保健体育費国庫補助金は、対象事業であるオーダーメイド型運動教室の事業費の減額であります。

次の、教育費寄附金では、小中学校費寄附金として、1法人からいただいた50万円を増額するもので、次の諸収入・雑入は、オーダーメイド型運動教室の受講料を108万円減額するものであります。

次の、市債の合併特例事業債の小学校及び中学校施設整備事業は、柏木小学校バリアフリー化設備等整備事業、土山中学校長寿命化改良事業の国庫補助金の減額に伴う財源振替であります。

また、公民館施設整備事業は、現柏木公民館の整備事業における執行額の減額によるものであります。

次の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、柏木小学校バリアフリー化設備等整備事業、土山中学校長寿命化改良事業の国庫補助金の減額に伴う起債種別の変更であります。

次に、歳出予算の1, 508万6千円の減額についてであります。まず、教育総務費の教育振興費は、今回いただいた寄附50万円を教育振興費の基金に積み立てるものであります。

次に、中学校費の教育振興費の275万7千円の減額については、中学生国際交流事業において、今年の派遣を見送ったことから不要となった予算を減額するものであります。

次に、社会教育費の公民館費は現柏木公民館の改築工事設計業務委託の入札差額622万9千円を減額するものであり、次の文化振興施設管理運営経費380万円の減額は、各ホールの舞台技術業務委託の発注の減によるものであります。

最後の保健体育費の保健体育総務費の280万円の減は、オーダーメイド型スポーツ教室の参加者が想定より少なかったことから、業務委託料を減額するものであります。

次に、6 ページの第 2 表「繰越明許費補正」についてであります。
追加設定するものは、小学校費では、柏木小学校バリアフリー化設備等整備事業で、エレベーター機器製造の遅れにより年度内の納品が困難となったことからであります。

また、社会教育費では、水口中央公民館整備事業で、支払い年度区分の変更になったことからであります。

次に、繰越額の変更設定として、小学校費の信楽小学校改築事業では、基本設計において、関係法令との調整や設計検討に時間を要したことから、所要額を次年度に繰り越し補正するものです。

次に、第 4 表「地方債補正」についてであります。

表中の小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業については、柏木小学校バリアフリー化設備等整備事業、土山中学校長寿命化改良事業の国庫補助金を減額したことによる財源の振替に伴う地方債の増額であります。

また、公民館施設整備事業については、現柏木公民館の整備事業における執行額の減額による、地方債の補正であります。

これらが、「令和 5 年度甲賀市一般会計補正予算第 8 号」の内容であります。

以上、令和 6 年第 1 回甲賀市議会定例会（3 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 3 号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

松山委員 資料 5－2、歳入のところですが、ページ数で言うと 4 ページですが、給食費、給食事業収入のところ、一行目に児童生徒給食負担金というのがありまして、その次に児童生徒給食負担金が過年度分とありますが、徴収できていなかった分をもらうという解釈でいいですか。

教育総務課長 過年度分の歳入のところについては、いわゆる過年度において未納があった給食費を収入した場合にあがってきます。

松山委員 最近は、かなり回収できているのですか。

教育総務課長 回収は、率としては上がっています。いろいろな徴収方法があり、例えば本人の同意を得て、児童手当から差し引きをしたりなど、ご相談させていただきながら、収納率を上げるようにしています。

松山委員 それがここに入っているのですね。

教育長職務代理者 同じ資料5—2の別紙で23ページをお願いします。一番最後の項目ですが、中学生国際交流事業参加補助というところで、今年度は派遣がなかったですが、4月以降何人の生徒を派遣予定かということと、補助額・率、そのあたりを教えてください。それからちょうど今、ミシガン州から来られています、いろいろ話をしていると、やはりコロナ禍があって、4年間という長い間開かれていなくて、3つの姉妹都市ということで、なかなか参加人数のバランスが難しいと聞きます。例えば、デウィットの場合は長い歴史があって、交流に力を入れてこられたので人数を増やしたいという思いもありますし、何年か前は私も直接現地に行って、3都市離れていますが、その人数調整にはかなりディスカッションをして関わらせていただいたんですが、今後の展望といいますか、経済情勢等、非常に大変なので、そのあたりも含めて教えてください。

学校教育課長補佐 ミシガン州につきましては派遣・受入れで12人、利川市につきましては8人で予算計上しました。物価高騰というようなところでございまして、渡航費用が高額になっているというところで、市としても補助の額を少しでも上げられたらというような思いで、以前、利川市であれば1万円であったところ、今年度は2万円にしました。来年度はもう少し上げられたらという思いで、ミシガン州も同じなのですけれども、可能な範囲で上げたいというところは、補助金の要綱にも関わりますので、今後さらに協議を重ねながら、少しでも上げた形での要綱の改正をしていきたいとも考えております。

教育長職務代理者 もちろん上げていただくことに関しては、行く人にとってはプラスになると思うのですが、この国際交流のその意義、そのものからいくと今後はどうあるべきかというのも一つポイントになってくるか

と、人数を増やすということが大きいことではなくて内容がどうかということもあるので、また、次年度に向けては人材パワーが必要だということも前に話があったので、そのあたりも含めて、今でなくても結構ですけど、教えていただければありがたいです。

教育長 他に、ご質問等ございませんでしょうか。

松山委員 甲賀市版の学力調査が小学校で250万円とか、中学校で300万円ぐらいとか予算とっていただいていたので、それをしていただいて、どういう成果、結果が出ているのか、可能な範囲で結構ですのでまた知らせていただけたらありがたいなと思います。

次長（学校教育担当） 全国学力学習状況調査と関連をしまして、甲賀市版もよく似た時期にしております。本市はその結果をドリルにも反映しております。今後、成果を求められている時期です。データをまとめ、お伝えしたいと思います。

教育長職務代理者 部活動では、いろいろ予算編成の前の話し合いとか、学校教育指針の中でも具体的には書いてあったのですが、イメージの問題として、どういう改革をされようとしているのかということと、それから予算でどのように重点的に予算が使われようとしているのか。先生たちの働き方改革も含めてちょっとお話ください。

次長（学校教育担当） 本市で言いますと、水口中学校が行っております部活動の種類をすべての中学校で実現できるようにというのが、究極の目標であります。ただ、そこに至るまでには当然学校の規模もいろいろありますので、合同チームあるいは拠点校、あるいは最終形はオール甲賀ということで、それぞれ実施が難しい中学校の生徒たちが1か所に集まることです。当然そこに予算が発生していきます。移動費、さらにはその週2回か3回かというのもまた段階があります。平日、練習をするにあたって、教員では到底追いつきませんので、地域の方々のご支援をいただく、いわゆる部活動支援員、そこにも、また予算が必要になってくるということで、段階的に始めていこうと考えております。

教育長 さらに付け加えますと、なかなか推進していく母体が今までつくれなかったもので、推進していく母体として、会計年度任用職員を1人、

担当として、その方を中心に進めてもらう組織をつくろうとしています。

教育長 他に、ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第3号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(3)市内小中学校における児童生徒の状況報告について、資料4に基づき報告を求めます。関係職員以外は退出してください。

《以下、非公開》

報告事項(3)市内小中学校における児童生徒の状況報告について

教育長 それでは、以上をもちまして、令和6年第2回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後4時20分〕